

支部広報 469号

令和6年10月1日
東京都個人タクシー協同組合
杉並支部 支部長 堀内 達哉



すぎなみ

〒166-0004 杉並区阿佐谷南1-16-10 巳善第二ビル2階
電話 03-6279-9485 FAX 03-6279-9486
メール info@tosuginami.org



事故防止 いつも心に免許の日

支部・班 行事予定

10月

1 (火)	
2 (水)	9月分チケット換金締切日(14:30まで)
3 (木)	
4 (金)	
5 (土)	
6 (日)	
7 (月)	
8 (火)	
9 (水)	
10(木)	支部費納付締切日 (15時まで)
11(金)	
12(土)	
13(日)	
14(月)	支部 第3回理事会
15(火)	
16(水)	
17(木)	
18(金)	
19(土)	隣接支部 役員研修会
20(日)	
21(月)	本部 役員研修会
22(火)	
23(水)	
24(木)	
25(金)	
26(土)	
27(日)	
28(月)	
29(火)	
30(水)	支部 中間監査
31(木)	

11月

1 (金)	
2 (土)	
3 (日)	
4 (月)	
5 (火)	10月分チケット換金締切日(14:30まで)
6 (水)	
7 (木)	
8 (金)	
9 (土)	
10(日)	支部 第2回班長会
11(月)	支部費納付締切日 (15時まで)
12(火)	
13(水)	交通共済 第4回理事会
14(木)	
15(金)	
16(土)	
17(日)	
18(月)	
19(火)	
20(水)	
21(木)	
22(金)	
23(土)	A班・B班 合同班会議
24(日)	C班・D班 合同班会議
25(月)	
26(火)	
27(水)	
28(木)	本部 第4回理事会
29(金)	
30(土)	

◆事業者研修会開催【令和7年6月1日付更新者】のお知らせ

令和7年6月1日付許可期限更新該当者を対象に事業者研修会を開催しますので、必ず出席されますようお願い致します。対象者の方にはハガキを送付します。

【開催日時】令和6年11月26日(火) 午後1時～(受付は12:15～)

【開催場所】なかのZERO 大ホール

中野区中野2-9-7 (TEL 03-5340-5000)

【携行品】筆記用具

【提出物】事業者乗務証の写し(A4版にコピーし、団体名を記載して下さい)

*終了時に提出していただきます。

**ワイシャツ、ネクタイを必ず着用のこと
(ポロシャツ・オープンシャツ・サンダル履き等は不可)**

◎欠席の取り扱いについて

欠席する事由がある場合は前もって所属団体を通じて本会に通知のうえ、次回の開催日に出席すること。

◎開始10分前までに受付を済ませて下さい。

遅刻されますと受講できない場合があります。

◎駐車場はありません。公共交通機関をご利用下さい。

◆適性診断受診のお知らせ

令和7年6月1日付期限更新者が対象です。対象者の方にはハガキを送付します。
各自受診日時を確認して、必ず受診するようお願い致します。

(開始時刻に遅れますと受診できません)

【受診会場】自動車事故対策機構 東京主管支所 適性診断課

東京都墨田区錦糸1-2-1 アルカセントラルビル8階

JR 総武線錦糸町駅 北口 徒歩3分 (TEL 03-3621-9941)

【持ち物】・受診料 適齢診断4,800円 一般診断2,400円

・適性診断予約確認書2ページ綴り(支部で配布 同封しています)

・眼鏡が必要な方は持参

* 診断結果(2部)が終了次第手渡されます。期限更新申請添付書類です。
必ず支部に1部提出してください。

◆愛のタクシーチケット(株)より発行の【GOタクシーチケット】について


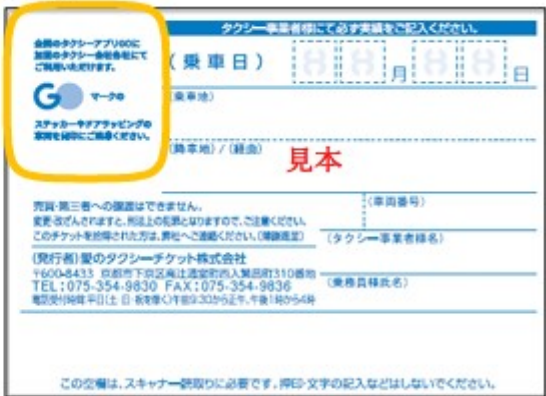
愛のタクシーチケット株式会社より「GO タクシーチケット」(紙チケット)の取り扱いに関する通知がありました。

従来の紙チケットに加えて、GO のロゴ等(チケットの赤枠部分)が入った新しいデザインの紙チケットが発行されることになりました。チケット裏面の黄色枠部分には、「全国のタクシーアプリ GO に加盟のタクシー会社にてご利用いただけます。GO マークのステッカーやラッピングの車両を目印にご乗車ください。」との表記がありますが、GO に未対応の車両でもチケット事業に参加している事業者であれば取り扱い(収受)が可能です。通常の紙チケットとして換金処理してください。

・新ラインアップのチケットについて

変更点：ロゴマーク+表示名(GO タクシーチケット)

その他、記載項目・配置・サイズにつきましては変更はございません。

【表面】		【裏面】	
 <p>GO タクシーチケット</p> <p>利用日</p> <p>ご利用限度額</p> <p>見本</p> <p>会員番号</p>	 <p>GO タクシーチケット</p> <p>GO マーク</p> <p>見本</p> <p>この交換は、スキャナー読み取りに必要です。押印・文字の記入などはしないでください。</p>		

※ご参考：標準チケット

【表面】		【裏面】	
 <p>標準タクシーチケット</p> <p>利用日</p> <p>ご利用限度額</p> <p>見本</p> <p>会員番号</p>	 <p>標準タクシーチケット</p> <p>見本</p> <p>この交換は、スキャナー読み取りに必要です。押印・文字の記入などはしないでください。</p>		

◆全国個人タクシー事業連合会の会費額改定について

全国個人タクシー事業連合会の月額費が令和6年10月より、1,130円から200円値上げし、1,330円になります。

●全個連会費 1,130円 → 1,330円 (10月支部費より)

○事業用自動車の代替を検討中の方へ

(事業用車両代替時の注意点)

事業部

1. 代替を検討されている方は購入契約前に必ず支部で車色の確認をして下さい。
黒・白ともに車色指定があります。(新車、中古者問わず)
※事業用自動車の全長はチケット事業と無線事業の参加要件では異なります。
2. チケット事業参加要件における事業用自動車の全長は 4.4m 以上
(標準バンパー装着時)
ただし後部乗降口がスライドドアで全長が標準バンパー装着時 4.2m 以上のトヨタシエンタ、ホンダフリードはOKです。参考条文(本部定款 運営規約第 24 条)
3. 無線事業に使用する事業用自動車の全長は 4.6m 以上(標準バンパー装着時)の車両である必要があります。
ただし、4.4m 以上のトヨタジャパントクシー及びトヨタプリウスについてはOKです。参考条文(本部定款・規約)
無線事業運営規程
第 2 章 無線営業資格 (無線営業参加資格の要件)第 7 条第 2 項
(1)営業に使用する事業用自動車は全長 4.6m 以上(標準バンパー装着時)であること。
ただし、トヨタジャパントクシー及びトヨタプリウスについては 4.4m 以上であること。
(2)営業に使用する事業用自動車が、初度登録年月から 10 年以内のものであること
(3)～(4) 省略
(5)乗車定員が 5 名以上であること
無線事業運営規程 第 4 章 雑則 (無線車の使用限度)第 13 条(多摩地区を除く)
第 13 条 無線車の使用限度は、初度登録年月から 10 年とする。
2 走行距離が 50 万 km 未満の車両については、車両の程度が良く車外及び車内とも旅客に不快感を与えないもので、組合が特に認めた場合は、使用限度を延長することができる。
4. 他にも自賠責保険の切り替え、交通共済への連絡など色々とありますので注文が確定した時点で早めに支部へご連絡下さい。
社会計事務所への連絡も課税の選択が年末ギリギリでは間に合わない場合もありますのでご注意ください。

◆自賠責保険の手続きをされる方へ

支部で自賠責保険の手続きをされる場合は、事前に連絡をして下さい。
また、必ず現在の自賠責保険の証書をお持ち下さい。車検証は必要ありません。
車検日の2ヶ月前より入ることができます。

支部での加入をお願い致します!! 手続きは15時までをお願いします。

※早期換金日の自賠責保険加入は控えていただきますようお願い致します。

【自賠責保険料】 *12カ月 32,960円 *13カ月 35,230円

*車検を受けましたら、「自動車検査証記録事項」のコピーを
支部に提出してください。

*本部 車検・修理ローン、ご利用ください。(手続きは支部へ)

違反・免停等がありましたら必ず支部までご連絡下さい。

また、違反した場合は交通反則告知書のコピーを支部に提出して下さい。

◆チケット換金締切日

9月分チケット(10/1早朝含む) 10月1日(火)・2日(水) 14:30まで

10月分チケット(11/1早朝含む) 11月1日(金)・5日(火) 14:30まで

お願い!! チケット換金袋が少なくなっております。

1人一袋です。複数お持ちの方は戻して下さい。

チケット換金・支部費支払・物品販売は15時迄です。

どうぞよろしく申し上げます。

◆トヨタモビリティ東京 友の会 巡回サービス

3ヶ月点検	吉祥寺店	10月22日(火) 受付 9:30~15:30
1ヶ月点検 3ヶ月点検	三鷹野崎北店	10月22日(火) 受付 9:00~15:00

◆東個協LPGカード価格改定のお知らせ 【令和6年9月16日(月)改定】

1ℓ当たり 111円 ※消費税別(2円の値下げ)

◆東個協ガソリンカード価格改定のお知らせ 【令和6年4月26日(金)改定】

油種	税込価格
ハイオク	174円
レギュラー	164円
軽油	143円



○改定前消費税込単価より **4円値上げ** 単位：円/リットル

◆タクシーチケット新規契約について

契約番号	契約名	契約日	使用伝票
11160	(株)三菱UFJ銀行 事業共創投資部	令和6年08月05日	東個協発行
11161	ニッポンエンジニアリング(株)	令和6年08月20日	〃

【お客様の車内忘れ物対応について】

1. 車内に忘れ物を発見次第、最寄りの交番に届ける。
(なるべくお客様の目的地近くが望ましい。)
2. 支部事務所に、どこの交番に届けたか内容を報告する。
3. 支部事務所時間外は支部の留守電に入れるとともに、本部にも報告する。

**お客様が忘れ物しないように、降車時に必ずお声掛けと振り返って目視で
チェックしましょう！**

お客様から忘れ物の問い合わせが入り、事業者の方へ電話をしておりますが連絡が取れない方がいます。お客様からは何度も電話が入り、**困っております。**

支部から着信・メッセージ等がありましたら、折り返し連絡をお願い致します。

共 済 部

班別対抗無事故表

単独=単 双方=双 賠償=賠 人身=人

16																
14																
12																
10																
8																
6																
4	6/23	双			7/1	双	8/3	単	8/9	単			5/23	双	8/9	双
2	4/24	単	6/11	双	4/11	賠	6/7	単	5/29	賠	7/16	賠	4/17	単	5/2	単
	A班				B班				C班				D班			

共 済 事 故 報 告

8月03日 走行中障害物を避ける為ハンドルを切った際に左のポールに接触した。
 8月09日 駐車中の車を追い越し中にさらに後続車が追い越し相手の左と右バンパーが接触
 8月09日 実車中に東松原の踏切を通過中にマフラーが接触し落下した。

- ☆ 電動キックボードや、モペットの事故が増加しています。注意して下さい！
- ☆ 路上寝込みを発見したら 110 番通報をお願いします！
- ☆ 救護義務違反は 35 点減点、一発取り消しです！
 事故発生時は相手が立ち去った場合でも必ずその場で 110 番通報すること！

事故発生件数 14 件/21 件 (8 月末まで)
 令和 6 年度の杉並支部事故削減目標は (令和 5 年度は件数 31 件)
 マイナス 10 件で 21 件 に設定しました。

交通共済 事故受付専用 電話

ジ コ ハ ヤ ク

05700 - 25889

24 時間受付しています。ナビダイヤルでのご案内
 夜間・休日は翌営業日以降順次担当者から連絡します。
 求償、賠償事故にかかわらず報告してください。

*** 事故報告書は必ず支部で書きましょう ***

共済部長 及川

廃業をお考えの方、譲渡譲受契約にご協力をお願い致します

☆講習生6名が「譲渡」を待っています☆

2024年9月20日 現在

講習生譲渡待機者との契約後の流れ

8月中に譲渡契約 ⇒ 9月中に認可申請 ⇒ 12月中に認可見込	7月試験合格 6名
12月中に譲渡契約 ⇒ 1月中に認可申請 ⇒ 4月中に認可見込	11月試験合格予定 3名
来年4月中に譲渡契約 ⇒ 5月中に認可申請 ⇒ 8月中に認可見込	来年3月試験合格予定 1名
来年8月中に譲渡契約 ⇒ 9月中に認可申請 ⇒ 12月中に認可見込	来年7月試験合格予定 2名

譲渡人の資格要件

申請日現在において、次のいずれかに該当するとともに、有効な第二種運転免許を有していること。

1. 年齢が 65歳以上(申請日が誕生日以降)80歳未満であること。(申請日が誕生日の前日まで)
2. 年齢が 65歳未満で、傷病等により事業を自ら遂行できない正当な理由がある者。
3. 年齢が 65歳未満で、20年以上個人タクシー事業を営んでいる者であること。

※ 令和 元年 7月 26日に法改正があり、75歳の誕生日以降の審査継続、不認可の際の2回目の申請が可能となりました。これには 75歳の誕生日以降旅客の運送を行わないことが条件となります。この際の譲渡人の許可期限は認可の日までとなり、この期間中に第二種運転免許証が失効しても可能となります。

★★詳しくは支部までお問い合わせ下さい★★

譲渡譲受による廃業までの概要

1. 譲受人（事前試験合格者又は講習生）と譲渡譲受契約を結びます。
2. 申請に必要な書類、挙証資料を集めます。
(譲渡人、譲受人双方が集め終わるのに、1か月ほどかかる場合があります。)
3. 譲渡譲受認可申請を関東運輸局に提出します。(標準処理期間は、3か月です。)
4. 申請後も、関東運輸局からさらに必要とされる書類の提出を求められたら、提出します。
5. 申請をしてから 3か月ほどたつと、処分（認可）がおります。

☆講習生募集☆

講習会では講習生を募集しています。(地理試験廃止になりました！)
10年以上法人会社に乗務員として所属し、申請日以前3年又は5年以上道路交通法の違反がない、開業資金(200万円以上)が確保されている、営業区域内に申請時に居住しているなど年齢・経験等多くの条件があります。個人タクシーになりたい強い希望のある方をお待ちしています。個人タクシーの許可に必要な試験は3,7,11月に行われます。

杉並支部 講習会

◆ 班会議のお知らせ

	開催日時	場 所
A 班・B 班	11 月 23 日 (土) 13:00~	井草地域センター・第 1・2 集会室
C 班・D 班	11 月 24 日 (日) 13:30~	〃

※皆さんの参加お願いいたします!

※開始時間が異なりますのでご注意ください。

◆ ゴルフ部

会長 鈴木 政一

前回 9 月 2 日は台風の影響で中止しました。

----- 257 回 SG 会ゴルフコンペのお知らせ -----

【日 時】 令和 6 年 11 月 18 日(月) 7 時 28 分
【会 場】 富岡カントリーサウスコース
コンペパックセルフ 昼食ワンドリンク
パーティ料理付き 10,900 円

団体生命保険 令和 5 年度配当金について

令和 5 年度は、死亡保険金支払いが保険料を上回ったため配当金の
支払いはありません。

防犯カメラ (Y T X - 4 0 0 0)

- ・ 2 カメラ(車両前方+車内) 月額保守料 1,045 円 (税込)
- ・ 3 カメラ(車両前方+車内+車内後方) 月額保守料 1,265 円 (税込)

新規設置並びに解約金なしの場合、組合員さんの取付費用の負担はありません。

(外国車等、一部の車種では追加費用が発生する場合があります。)

申込希望者、詳細等は支部にお問い合わせください。

★自動換金 振込日 (電子マネー系・デビット・クレジット)★

売上期間		振込日
9月30日(月)～10月06日(日)	➡	10月11日(金)
10月07日(月)～10月13日(日)	➡	10月18日(金)
10月14日(月)～10月20日(日)	➡	10月25日(金)
10月21日(月)～10月27日(日)	➡	11月01日(金)
10月28日(月)～11月03日(日)	➡	11月08日(金)

自動換金は 週1回 毎週金曜日の振込

(祝休日の場合は変動あり、支部報でお知らせします)

チケット、クレチケ、福祉券等の換金は 月・水・金曜日の最大週3回

早期換金は曜日に関係なく従来通りです。

換金遅れのないようお願いします!

チケットの早期換金にご協力お願いします!!

GO のログインを毎月必ず一度以上行なってください!!

忘れると翌月3,300円の請求がされます。やり方が解らない方は支部まで連絡を!

売上票 (カード会社控) の提出について

売上票 (カード会社控) を提出していただいておりますが、売上票のサイン漏れ及び印字不良の場合はお手数ですが裏面に経路を記載して提出して下さい。

支部報と東個協ニュースを杉並支部のホームページに掲載しています。ご活用ください。